

広島県訓令第九号

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

本
方
機
序
広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任事務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第一条 (略)	第一条 (略)	第一条 (略)
二 (略) イ 会計管理部（会計管理者の権限に属する)、危機管理監、総務局 （DX推進チーム、デジタル基盤整備課、デジタル県庁推進担当課長及び県庁情報システム担当課長の事務を除く。）、環境県民局（環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課を除く。）、健康福祉局及び土木建築局の事務	二 (略) イ 会計管理部（会計管理者の権限に属する)、危機管理監、総務局、環境県民局（環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課を除く。）、健康福祉局及び土木建築局の事務	二 (略) イ 会計管理部（会計管理者の権限に属する)、危機管理監、総務局、環境県民局（環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課を除く。）、健康福祉局及び土木建築局の事務
三 口 (略) イ 総務局DX推進チーム、デジタル基盤整備課、デジタル県庁推進担当課長及び県庁情報システム担当課長、地域政策局、環境県民局環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課、商工労働局並びに農林水産局の事務	三 口 (略) イ 地域政策局、環境県民局環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課、商工労働局並びに農林水産局の事務	三 口 (略) イ 地域政策局、環境県民局環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課、商工労働局並びに農林水産局の事務
口 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局、上下水道部及び公安委員会との連絡調整の事務	口 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局、企業局及び公安委員会との連絡調整の事務	口 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局、企業局及び公安委員会との連絡調整の事務

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。